

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年2月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第35号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成28年熊本地震による災害により被害を受けた地域において業務に従事する職員に支給する手当)

- 3 第2条から第11条までの規定(月額手当の支給に係る部分を除く。)にかかわらず、平成28年熊本地震による災害により被害を受けた地域において、職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)が、次の表の左欄に掲げる業務に従事したときは、同表の中欄に掲げる手当として、同表の右欄に掲げる額を支給する。

市税の賦課、徴収、収納等の業務	賦課徴収業務手当	日額400円(専ら市税の滞納整理業務に従事する職員が当該業務に従事したとき及び当該職員以外の職員が当該業務と同等の困難性があると派遣を受けた市における所属長が特に認める折衝業務に従事したときにあつては、600円)
-----------------	----------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市職員特殊勤務手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)附則第3項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(支給期日の特例)

- 3 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの期間に係る改正後の規則附則第3項に規定する賦課徴収業務手当は、改正後の規則第17条第1項の規定にかかわらず、同年3月の給料の支給日に支給する。

(行財政局人事部給与課)